各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

学校において火災が発生した場合の通報義務について(依頼)

このことについて関係機関と連携をとりながら対応いただいているところですが、 学校における小規模の火災について消防署等への通報が遅れる事案が発生していま す。

消防法第24条では、火災が発生した場合、規模の大小にかかわらず消防署又は 市町村長の指定した場所に通報するよう義務付けられています。

ついては、下記を参考に、同様の火災が発生した場合の通報について、遺漏のないよう取り計らい願います。併せて、貴校所属職員に周知するとともに、危機管理マニュアル及び校内における報告体制等を確認し、必要に応じて修正するようお願いします。

記

- 1 報告漏れとなる恐れのある小規模な火災の例
 - ○化学の実験中に、ガスバーナーの火が生徒の衣服に引火した場合
 - ○生物の実験中に、アルコールランプが転倒し、漏れたアルコールに引火した 場合
 - ○鞄の中で保管していたモバイルバッテリーから発火し、鞄が焦げた場合
 - ○キャンプファイヤーの火が燃え広がった場合 など 上記のような火災が発生した後に、速やかに消火できたとしても通報が必要 となります。

2 根拠法令

消防法(昭和23年法律第186号)

- 第二十四条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した 場所に通報しなければならない。
- 2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

担 当 教育振興部 児童生徒安全課 安全班 指導主事 山口 輝之 電 話 043(223)4091

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長 (公印省略)

学校において火災が発生した場合の通報義務について(依頼)

学校における安全教育、安全管理につきましては、日頃から御尽力をいただき、 御礼申し上げます。

このことにつきまして、各学校においては関係機関と連携をとりながら対応いただいているところですが、学校における小規模の火災について消防署等への通報が遅れる事案が発生しています。

消防法第24条では火災が発生した場合、規模の大小にかかわらず消防署又は市町村長の指定した場所に通報するよう義務付けられています。

つきましては、貴管下の学校等に対し、下記を参考に同様の火災が発生した場合の 通報について遺漏のないよう周知いただくとともに、各学校等に対して危機管理 マニュアル及び校内における報告体制等を確認し、必要に応じて修正するよう御指導 をお願いいたします。

記

- 1 報告漏れとなる恐れのある小規模な火災の例
 - ○化学の実験中に、ガスバーナーの火が生徒の衣服に引火した場合
 - ○生物の実験中に、アルコールランプが転倒し、漏れたアルコールに引火した 場合
 - ○鞄の中で保管していたモバイルバッテリーから発火し、鞄が焦げた場合
 - ○キャンプファイヤーの火が燃え広がった場合 など 上記のような火災が発生した後に、速やかに消火できたとしても通報が必要 となります。

2 根拠法令

消防法(昭和23年法律第186号)

- 第二十四条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した 場所に通報しなければならない。
- 2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

担当

千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 安全班 指導主事 山口 輝之

電 話 043(223)4091